

## 後期高齢者歯科健診事業について



熊本県歯科医師会  
地域保健委員会

## 75歳以上の方への健診についての現行の考え方

- ・75歳以上の者(後期高齢者)については、医療機関に通院していない場合、生活習慣病を軽症のうちに発見し、医療につなげ、**重症化を予防**することが重要である。
- ・75歳以上の者の生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果は、75歳未満の者より大きくないと考えられ、生活習慣の改善が困難な場合も多く、体重減少や低栄養リスクが増すことから、QOLを確保し、自立した生活習慣を営むために、**生活機能低下の予防**が重要となってくる。
- ・75歳以上の者については、身体状況等の個人差が大きいことに留意し、生活習慣病の予防に加えロコモティブシンドローム、**口腔機能の低下**及び低栄養や認知機能の低下予防のため、対象者の状況に応じた生活習慣の改善支援を行うことが重要である。

## 説明内容

1. 事業背景・経緯について
2. 事業実施の具体的流れについて
3. 各種帳票について
4. 請求方法
5. 健診マニュアルの説明(配布資料)

### (1)目的

熊本県後期高齢者医療歯科口腔健康診査(以下「歯科健診」という。)は、後期高齢者の口腔機能低下による誤嚥性肺炎や生活習慣病等の重症化予防を図るため、歯・歯肉の状態、口腔内の衛生状態や咀嚼を含む口腔機能をチェックすることにより、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

### (2)対象者

熊本県後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上又は65歳以上で一定の障がいがあると認められた者)とする(ただし、長期入院患者や施設入所者等の一部の除外対象者を除く。)。また、歯科健診の支給対象となるのは、対象者あたり各年度1回とする。

### (3)実施方法

広域連合は、歯科健診業務を市町村へ委託し実施するものとする。なお、市町村は、地域の実情に応じ実施期間や実施方法を設定することとし、業務を効率的に実施するため県内各都市歯科医師会、個別歯科医療機関又は健診専門機関(以下「健診機関」という。)に再委託できるものとする。

## 1. 事業背景・経緯について

## 後期高齢者歯科健診の項目と健診単価

平成28年度 熊本県後期高齢者歯科口腔健康診査の項目及び健診単価

区分	項目	健診単価
問診	質問	3,900円
	歯の状況・歯数	
	歯槽の状態	
	咬み合せの状態	
歯周検査	歯周組織の状況(CPI)	受診者からの窓口徴収額 400円
	口腔の状況	
	粘膜の異常	
	口腔乾燥	
口腔検査	口腔機能評価(RSST)	国保連合会からの振込額 3,500円
	検査結果の判定・説明	
指導	口腔ケア(衛生)指導	

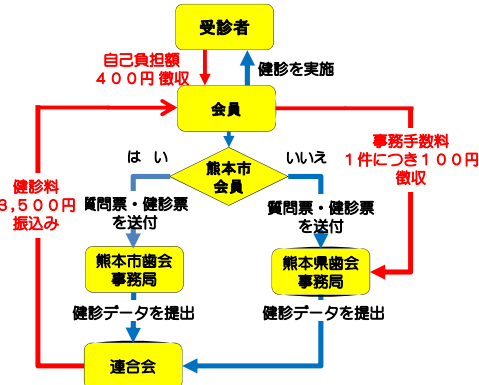
※健診単価には、質問・健診票の作成費用、結果通知費用、健診データ電子化・送付手数料を含む。

## 2. 事業の実施の具体的流れについて

## 後期高齢者歯科健診事業 各種帳票

1. 後期高齢者歯科健診マニュアル
2. 健診票等様式
  - ・質問票・健診票・指導票

後期高齢者歯科口腔健康診査事業の流れ



The image shows two forms: "歯科口腔健診【質問票】" (Dental Oral Health Examination Questionnaire) and "歯科口腔健診【健診票】" (Dental Oral Health Examination Ticket). The questionnaire includes a header with patient information and a table with 9 rows of questions regarding dental health, oral hygiene, and general health. The health examination ticket includes a header with patient information, a table for recording examination results (e.g., tooth count, gum health, oral cancer screening), and a section for recording the dentist's name and date.

## 3. 各種帳票について

歯科口腔健診【指導票】

The image shows the "歯科口腔健診【指導票】" (Dental Oral Health Examination Guidance Ticket). It includes a header with patient information and a table with 9 rows of questions regarding dental health, oral hygiene, and general health. Below the table, there are sections for recording the dentist's name and date, and a section for recording the patient's name and date. The form also includes a small illustration of a tooth and a diagram of the oral cavity.

## 各種帳票の配布について

健診者に渡すもの;  
【健診票】(コピー)  
【指導票】

事務局に郵送するもの;  
【質問票】  
【健診票】(コピー)

## 5. 健診マニュアルの説明 (配布資料をご確認ください)

## 4. 請求方法【事務局】

### 0. 健診票の最初

後期高齢者歯科口腔健康診査健診機関向けマニュアル案 (一部抜粋)

【健康診査票への記入方法】

熊本県後期高齢者医療広域連合		医療機関コード		4	3	1	2	3	4	5	6	7
<b>歯科口腔健診【健診票】</b>		健診機関		広城歯科医院 (〒123-4567) 〇〇市 △△町 ×番×号 電話番号 1234-56-7890								
健診日	2016年9月14日			歯科医師名 広城 太郎								
保険者番号	3	9	4	3	1	1	1	1	(受診券番号)			
新保険者番号	5	7	6	5	4	3	2	1				
氏名	後期 一男			住所	(〒123-4567) 〇〇市 △△町 ×番×号							
生年月日	明	紀	10年10月10日	性別	男			女	電話	1234-78-9056		

健診日、被保険者番号、保険者番号、医療機関コード、健診機関名(歯科医療機関名)、健診の歯科医師名を記入する。市町村によって受診券番号の指定がある場合は、受診券番号も記載する。

但し、「氏名」、「住所」、「性別」、「生年月日」、「電話番号」は、受診者本人に記載いただくことになる。諸事情により受診者本人の記入が困難な場合は、健診機関で記載しても差し支えない。

### 請求先(熊本市歯科医師会会員)

郵送先;  
熊本市歯科医師会事務局  
後期高齢者健診事業受付窓口

### 請求先(熊本県歯科医師会会員)

郵送先;  
熊本県歯科医師会事務局  
後期高齢者健診事業受付窓口

### 1. 歯の状況

1 歯の状況																		
右	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左	
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	【説明】健全歯(△) 欠損歯(△) 脱落歯(○) 喪失歯(△) 欠損補綴歯(◎)																	
	現在歯数		28		本		欠損歯数		13		本		未欠損歯数		4		本	

#### (1) 歯の状況

口腔内診査を行い、各歯の状況を次の5つに分類する。

「1 健全歯(△)」「2 欠損歯(△)」「3 脱落歯(○)」「4 喪失歯(△)」「5 欠損補綴歯(◎)」  
(※義歯の補綴及びブリッジのポテンティクは◎とする。ブリッジの支台歯は△とする。)

歯数(現在歯数、脱落歯数、未欠損歯数)、義歯の装着状況さらに義歯適合等の状況、さらにインプラントも含め記入する。インプラントに関しては治療の有無の聞き取りなどで確認してもよい。

なお、歯牙コード 18、28、38、48 については、以前に喪失したのか、最初からないのか判定が難しい場合は、空白でも可とする(システム入力も同様)。

(2) 現在歯数 = (△) + (○) + (◎) の本数

(3) 脱落歯数 = (○) の本数

(4) 未欠損歯数 = (△) の本数

## 2. 義歯の状況

### 2 義歯の状況

義歯の使用	①良好	②不良	③無し	④その他	⑤義歯破損	⑥義歯フテキ
	①有り	②無し	③有り	④無し	⑤有り	⑥無し

※「その他」については、任意選択(いずれも選択しないことも可)。その他の「④」について自由記載する場合は、システム入力において文字数の制限あり(7文字以内)。

#### (1) 義歯の使用

義歯の使用を確認し、「有り」の場合は、清掃状況、使用状況、その他の項目について確認する。無しの場合は、装着の必要性を確認する。

## 4. 口腔内衛生状況

### 4 口腔内衛生状況

ブラーク	①良好 ②中程度 ③多量	④良好 ⑤中程度 ⑥多量
舌苔	①良好 ②中程度 ③多量	④良好 ⑤強い ⑥強い

#### (1) ブラークの付着状況

歯面に付着しているブラーク(歯垢)の量を視診にて診査する。残存歯がない場合は、ブラーク検査は実施しない。また、義歯に付着している汚れ等は、ブラークとして判定しない。これらの場合、健診票では、いずれの項目も選択しないことになるが、システムで入力する際は、「② 該当なし」を選択する。なお、義歯の汚れについては「2 義歯の状況」の「清掃状況」の項目で評価する。

殆どない：ブラークがほとんど見られない場合

#### (2) 現在歯数 = (ノ) + (C) + (O) の本数

#### (3) 処置歯数 = (O) の本数

#### (4) 未処置歯数 = (C) の本数

## 2. 義歯の状況

### (2) 義歯の清掃状況

義歯の表面および内面を診査し、ブラーク等の付着状況を確認する。

良好：ほとんど汚れが付着していない

普通：若干の汚れが付着している

不良：汚れが多量に付着している

### (3) 義歯の使用状況

義歯の使用状況を視診または聞き取りにより確認する。

### (4) その他(義歯破損、義歯フテキ、その他)

義歯の破損、適合状態を視診で確認する。その他、義歯の状態等で特記事項がある場合は記載する。

## 4. 口腔内衛生状況

### (2) 食渣

歯面に付着している食渣の量を視診にて診査する。

殆どない：食渣がほとんど見られない場合

中程度：1/3を超えず食渣が付着している場合

多量：1歯以上の歯の歯肉縁に歯面の1/3を超えて食渣が見られる場合

### (3) 舌苔

付着している舌苔の舌背に占める面積の割合を視診にて診査する。

殆どない：1/3より小さい場合

中程度：1/3～2/3の割合で付着

多量：2/3以上の割合で付着

### (4) 口臭

対象者の「口臭」について、3段階の評価を行う。可能な場合は、聞き取り調査を行う際に、普通に会話をおこなっている状態で(30～40cm ぐらいの距離)評価を行う。

殆どない：口臭を全くまたはほとんど感じない。

弱い：口臭はあるが、弱くがまんできる程度。会話に差し支えない程度の弱い口臭。

強い：近づかなくても口臭を感じる。強い口臭があり、会話しにくい。

## 3. 臼歯部の咬合状態

### 3 臼歯部の咬合状態

現在歯時	①有り	②有り	③無し	④無し
義歯装着時	①有り	②有り	③無し	④無し

#### (1) 現在歯による臼歯部での咬合

現在歯のみの状態(義歯を外した状態)で右側臼歯と左側臼歯の咬合の有無を確認する。

#### (2) 義歯装着による臼歯部での咬合

義歯を装着した状態で右側臼歯と左側臼歯の咬合の有無を確認する。

義歯の使用がない場合には、「義歯装着時」の判定は行わない。入力もしない(空白)。

なお、「9 健診結果」の「義歯」については、健診者の判断で「問題なし」「異指導」「要治療」のいずれかを判定する。

## 5. 口腔乾燥

### 5 口腔乾燥

臨床所見	①正常 ②軽度 ③中程度 ④重度
------	---------------------------

#### (1) 口腔乾燥(臨床所見)

歯科用ミラーを用いた棒木らの方法(以下)などを参考に視診により評価する。

正常(0度)：乾燥なし(1～3度の所見がなく、正常範囲と思われる)

軽度(1度)：唾液の粘性が亢進している。

中程度(2度)：唾液中に細かい唾液の池が見られる。

重度(3度)：舌の上にほとんど唾液が見られず、乾燥している。

## 6. 粘膜の異常

### 6 粘膜の異常

異常	2 無し	( )
----	------	-----

※異常「有り」の場合、右空欄に自由記載する場合は、システム入力において文字数の制限あり(10文字以内)。

#### (1) 粘膜の異常

何らかの歯科医的処置を要すると思われる症状の有無を記入する。「有り」の場合は、例えば褥瘡性潰瘍、悪性新生物、白板症、カンジダ症などを記載する。

## 新CPI基準の表

	17または16	11	26または27	(最大値)
歯肉出血(BOP)	X	O	O	
歯周ポケット(PD)	X	1	2	1
歯肉出血(BOP)	1		O	X
歯周ポケット(PD)	2		1	X
	47または46	31	37または36	

#### 【歯肉出血BOP】

0: 健全  
1: 出血あり  
9: 除外歯 (ブローピング不可)  
X: 該当する歯なし

#### 【歯周ポケットPD】

0: 健全(ポケット3mm以下)  
1: 浅いポケット(4~5mm)  
2: 深いポケット(6mm以上)  
9: 除外歯 (ブローピング不可)  
X: 該当する歯なし

## 7. 歯周組織の状況

### 7 歯周組織の状況 (CPI判定)

	17または16	11	26または27	(最大値)
歯肉出血(BOP)	X	O	O	
歯周ポケット(PD)	X	1	2	1
歯肉出血(BOP)	1		O	X
歯周ポケット(PD)	2		1	X
	47または46	31	37または36	

【歯肉出血BOP】  
0: 健全  
1: 出血あり  
9: 除外歯  
X: 該当する歯なし

【歯周ポケットPD】  
0: 健全(3mm以下のポケット)  
1: 4~5mmに達するポケット  
2: 6mmを超えるポケット  
9: 除外歯  
X: 該当する歯なし

WHO ブロープを用い、CPI (community periodontal index、地域歯周疾患指数)を測定する。

#### ア. 対象歯

- 口腔を6分画(17~14、13~23、24~27、47~44、43~33、34~37)し、下記の歯を各分画の代表歯とする。
- 前歯部の対象歯(11 あるいは31)が欠損している場合は、反対側同名歯(21 あるいは41)を検査対象とする。両側とも欠損している場合、あるいは臼歯部で2歯とも対象歯が欠損している場合には、検査対象外として「X」を該当する分画の欄に記入する。

#### イ. 検査方法

## CPIの判定基準

	コード	所見
歯肉出血	0	健全
	1	出血あり
	9	除外歯
	X	該当する歯なし
歯周ポケット	0	健全
	1	4~5mmに達するポケット
	2	6mmを超えるポケット
	9	除外歯
	X	該当する歯なし

## 7. 歯周組織の状況

・上顎は頬唇側面、下顎は舌側面について以下の基準で検査し、最高コード値を記入する。臼歯部では2歯のうち高いほうの点数を最大コード値とする。

・各分画のうちの最高コード値を個人代表値(個人コード)とする。

・ブローピングは、WHO ブロープ先端の球を歯の表面に沿って滑らせる程度の軽力で操作し、遠心の接触点直下から、やさしく上下に動かしながら近心接触点直下まで移動させる。

表 CPIの判定基準

	コード	所見	判定基準
歯肉出血	0	健全	以下の所見が認められない
	1	出血あり	ブローピング後10~30秒以内に出血が認められる
	9	除外歯	ブローピングが出来ない歯(例: 根の露出が根尖に及ぶ)
	X	該当する歯なし	
歯周ポケット	0	健全(3mm以下のポケット)	以下の所見がすべて認められない
	1	4~5mmに達するポケット	ブロープの黒い部分に歯肉縁が位置する
	2	6mmを超えるポケット	ブロープの黒い部分が見えなくなる
	9	除外歯	ブローピングが出来ない歯(例: 根の露出が根尖に及ぶ)
	X	該当する歯なし	

なお、最大値についてはシステム上で自動判定する。判定の基準は以下のとおり。

- 全て「X」の場合の最大値→「X」とする
- 全て「9」の場合の最大値→「9」とする
- 「X」と「9」のみの場合(0、1、2がない場合)⇒「9」とする
- これら以外は、0、1、2の最大値で判定する

## 8. 口腔機能評価

### 8 口腔機能評価 (30秒間で何回ゴクンできるか)

RSST	7 回
------	-----

#### (1) RSST(反復唾液嚥下テスト)

嚥下機能は30秒間で3回以上唾液を飲み込めるかを「反復唾液嚥下テスト」により確認する。

このテストでは、反復して空嚥下を指示し、30秒間に行えた空嚥下の回数記録する。測定は、示指を舌骨相当部、中指を喉頭隆起に当て触診によりカウントする。口腔乾燥がある場合は少量の水等で口腔内を潤しておく。

高齢者の運動機能と搭食・嚥下機能との関係に関しては、嚥下機能と運動機能には正の関係があることがわかっていて、この反復唾液嚥下テストで30秒間で3回未満の者は、嚥下機能障害の可能性が高い。

#### 【実施方法】

- 被検者を座位とする
- 検査者は被検者の喉頭隆起・舌骨に指腹をあて、30秒間嚥下運動を繰り返させる。被検者には「できるだけ何回も「ごくん」と飲み込むことを繰り返して下さい」と説明する。喉頭隆起・舌骨は、嚥下運動に伴って、指腹をのり越え前方に移動し、また元の位置に戻る。この下降運動を確認し、嚥下完了時点とする。
- 嚥下運動時に起こる喉頭上→下降運動を触診で確認し、30秒間に起こる嚥下回数を数える。高齢者では、30秒間に3回以上できれば正常とする。

## 8. 口腔機能評価

### (7) 歯周組織の状況 (CPI)

- ・CPI=歯肉出血0、歯周ポケット0⇒異常なし
- ・CPI=歯肉出血1、歯周ポケット0⇒要指導(歯口清掃)
- ・CPI=歯周ポケット1または2⇒要治療(歯周疾患)
- ・CPI=歯肉出血×、歯周ポケット×⇒評価不能

### (8) 口腔機能評価

- ・RSST 3回以上 ⇒問題なし
- ・RSST 2回以下 ⇒要指導(食事指導)

## RSSTの実際



## RSSTについて (反復唾液嚥下テスト)

## 9. 健診結果

判定	1 問題なし	2 要指導	3 要治療
	現在のところ、異常はみつかっていません。	1 歯口清掃 2 義歯 3 食事指導 4 その他( )	1 歯肉出血 2 義歯 3 義歯 4 その他( 粘膜疾患 )

※健診結果の判定は、「問題なし」、「要指導」、「要治療」の中で、いずれか一つ最も重い症状についての判定を採用することとする。ただし、健診結果説明及び事後指導においては、以下の判定基準に則して、各項目について適宜な行うものとする。「その他( )」の右空欄に自由記載する場合は、システム入力において文字数の制限あり(10文字以内)。

### (1) 歯の状況

- ・未処置歯(O)がある場合⇒要治療(う蝕)
- ・喪失歯(Δ)で補綴の必要性があると判断される場合⇒要治療(義歯)
- ・補綴の必要性がないと判断される場合⇒要指導のその他(欠損歯)と記入

### (2) 義歯の状況

- ・義歯の使用有で、清掃状況良好かつ使用状況常時の場合のみ⇒問題なし
- ・清掃状況が普通か不良、使用状況が時々か無しに一つでも該当する場合⇒要指導(義歯)
- ・その他の項目(義歯破損、義歯フケ、その他)に該当する場合には⇒要治療(義歯)

## 反復唾液嚥下テスト(repetitive saliva swallowing test, RSST)の方法

検査者は被検者の喉頭隆起・舌骨に指腹をあて、30秒間嚥下運動を繰り返させる。被検者には「できるだけ何回も“ごっくん”と飲み込むことを繰り返して下さい」と説明する。喉頭隆起・舌骨は、嚥下運動に伴って、指腹をのり越え前方に移動し、また元の位置に戻る。この下降運動を確認し、嚥下完了時点とする。

- ・嚥下運動時に起こる喉頭挙上⇒下降運動を触診で確認し、30秒間に起こる嚥下回数を数える。
- ・高齢者では、30秒間に3回できれば正常とする。

### 反復唾液嚥下テスト(repetitive saliva swallowing test, RSST)の注意点

嚥下障害患者では、1回目の嚥下運動はスムーズに起きても、2回目以降、喉頭挙上が完了せず、喉頭隆起・舌骨が上前方に十分移動しないまま、途中で下降してしまう場合がある。これを真の嚥下運動と鑑別することに注意を要する。口渇が強く、嚥下運動を阻害していると考えられる患者には、人工唾液(サリベート)や少量の水を口腔内に噴霧し、同時にテストを施行する。また、30秒では嚥下運動が観察されない場合には、観察時間を1分に延長する。観察時間の延長は、重度嚥下障害の経時変化を追跡する場合に有用である。

## 9. 健診結果

### (3) 臼歯部の咬合状態

- ・現在歯時に右側と左側のいずれかが咬合(無し)で、義歯の使用無しの場合⇒要治療(義歯)
- ・義歯装着時に右側と左側のいずれかが咬合(無し)の場合⇒要治療(義歯)

### (4) 口腔内衛生状況

- ・プラーク(中程度)⇒要指導(歯口清掃) プラーク(多量)⇒要治療(歯周治療)
- ・食渣(中程度)⇒要指導(歯口清掃) 食渣(多量)⇒要指導(歯口清掃)
- ・舌苔(中程度)⇒要指導(歯口清掃) 舌苔(多量)⇒要指導(歯口清掃)
- ・口臭(弱い)⇒要指導(歯口清掃) 口臭(強い)⇒要指導(歯口清掃)

### (5) 口腔乾燥

- ・臨床所見(程度)⇒要指導(その他 唾液腺マッサージ)
- ・臨床所見(中程度)⇒要指導(その他 唾液腺マッサージ)
- ・臨床所見(重度)⇒要治療(その他 唾液腺マッサージ)

### (6) 粘膜の異常

- ・異常あり⇒要治療(その他 粘膜疾患)

## 歯科治療への移行方法

### 【歯科治療への移行方法】

- 1 歯科健診を行って、その結果治療を行う場合⇒再診から開始
- 2 歯科健診を行って、その後新たな主訴により来院した場合⇒初診から開始
- 3 すでに歯科治療を行っている患者の希望により歯科健診を行った場合  
⇒歯科治療とは別に歯科健診料を算定可

### 《注意》

本歯科健診には健診後の治療や精密検査は含まれません。

健診後に治療・精密検査を行う場合には、トラブルとならないよう、別料金での診療になること、他の医療機関等でも受診が可能などなどを説明し、受診者が了解したうえで行う必要があります。

緊急を要する所見がない場合においては、診療を別日に設定することも有効と思われれます。